**高梁市家族介護用品支給事業について**

要介護者を在宅で介護している家族等に対して介護者の経済的負担の軽減を

図り、在宅生活を支援する事業です。

**１． 支給対象の要件**

①介護者及び要介護者が市内に住所を有していること。

②在宅において要介護４，５と認定されている非課税世帯に属する要介護者を介護

していること。

　　③要介護者が入院、（短期）入所等した日数の合計が、月の半分を超えないこと。

**２．対象介護用品**

　　紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭用品、おしり拭き、

ポータブルトイレ消臭剤、口腔ケア用品、とろみ剤、防水シーツ

**３．支給限度額と交付回数**

・支給額の上限は、**月額6,000円**以内です。ただし、介護者が市民税課税世帯に属する

場合は、**月額3,000円**以内となります。

・支給券は通常**年3回**交付します。**※ご使用の際には有効期限にご注意ください。**

**４．支給限度額の判定**

支給券を発行する月の属する年度（4月～7月分は前年度）の世帯の課税状況で判定を行います。

**５．介護用品の受領先（令和６年度）**

「介護用品」の受領先は、高梁市と契約している下記の事業者となります。

・株式会社ミズウチ薬品（ザグザグ落合店、高梁店） TEL：0866-22-6919

・さくらメディカルサービス　高梁営業所 TEL：0866-21-2060

・有限会社ハイビス TEL：0866-22-7200

・株式会社MIERU　高梁営業所 TEL：0866-22-7550

・株式会社とも TEL：0867-96-2941

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面へ）

**６．申請後の流れ**

①支給券は、交付決定後に、申請者（介護者）宛に送付します。

②申請者（介護者）は支給券に必要事項を記入後、契約納入事業者に支給券を渡して、介護用品を受け取ります。

③契約納入事業者は、支給券に必要事項を記入して、介護用品の代金を市に請求します。

申請者（介護者）

**高梁市**

（高齢者総合相談センター）

**契約納入事業者**

③請　求

②支給券を提出

　介護用品を受領

①支給券を交付

＊＊＊**注意事項**＊＊＊

○支給要件や世帯の市民税課税状況が変更になった場合は

「高梁市家族介護用品支給事業変更等申請書」を速やかに提出してください。

○本事業は、**要介護者がショートステイを含む施設入所や、入院等した日数の合計が、月の半分を超える場合は、対象外となります。**その際には、高齢者総合相談センターへお知らせください。併せて、支給券の返却もお願いいたします。

**※入所等の日数の数え方**

**入所又は入院の日数については、入所等をした日及び退所等をした日の両方を**

**含み、在宅の日数には含めません。**

○本事業の予算額に到達したときには、受付終了となりますのでご了承ください。

＊おむつ代の医療費控除について

介護用のおむつ代は、一定条件を満たしている場合、医療費控除の対象となります。

毎年の確定申告の時期にお近くの税務署、または市税務課市民税係（２１－０２１４）へ

お問い合わせください。

●申請書の提出先・お問い合わせ先

　〒716－8501　高梁市松原通2043番地

高梁市 健康福祉部 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

電話0866－21－０３００